奈良県児童虐待防止アクションプラン(改定案)の概要

改定の背景・趣旨

〇これまで「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成29年度~平成31年度)に基づき、

児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、各種の取組を実施してきた。

〇平成23年からアクションプラン改定及び内容の見直しを続け、5つの骨子及び14の主要項目は充実が図られてきた。

過去の取組内容を検証し、指標からは更なる取組の必要性があると判断された。そのため来年度の改定にあたっては、アクションプラン骨子や主要項目は維持したうえ、法 改正や国による「緊急総合対策」の内容を踏まえ、児童虐待防止対策に必要な評価指標として30項目を設定する。第4期プラン改定にあたっては、児童相談所及び市町村に おける「体制・専門性強化」に必要な「組織づくり・しくみづくり」「ひとづくり」の視点のほか、「家庭的養育と自立支援の推進」の視点を加え、各種事業を実施していく。

改定の視点

<前プランの視点>

- ◆虐待の発生要因を「探る」
- ・虐待をおこすリスク要因の分析
- ・ 重症事例の検証

◆虐待の発生要因を「深く探る」

- ・支援が長期化している事例の把握と 支援の見直し
- ・周知した検証結果報告書の 提言内容に関する取り組みについて 推進状況を把握する。

◆虐待発生後の子どもと家庭を「支える」

- ・保護者への「寄り添い型」支援
- ・子どもの自立を支援

◆「連携」と「役割分担の明確化」を図るため、 関係機関との「理解とつながりを深める」

- ・市町村における体制整備状況等の調査と支援
- 関係機関職員同士の人事交流促進
- ・福祉・保健・教育、警察、司法等の機関との連携強化

◆未然防止・早期対応の取組を「継続・充実・定着」

- ・市町村への支援、連携の強化
- ・関係機関との連携の強化

◆妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を 切れ目なく「つなげる」

- ・予期しない/思いがけない妊娠相談への適切な対応
- ・訪問型(アウトリーチ)支援の推進
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充
- 里親啓発推進と支援者支援職員の拡充



<追加する視点>

- ◆関係機関における「組織づくり・しくみづくり」
- ・「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置推進
- ・児童相談所との多機関連携と情報共有のルール化推進

◆児童相談所と市町村の「ひとづくり」

- ・「児童福祉司」及び「児童心理司」の育成計画の作成
- ・市町村職員を対象にした研修事業・支援事業の推進

◆家庭的養育と自立支援の推進

- ・「里親等委託率」向上のための事業実施
- ・「自立支援」のためのケアの充実



アクションプランの充実

計画期間·進行管理

○計画期間:令和2年度~令和4年度(3か年間)

○進行管理:毎年度、評価指標の状況等を公表。外部委員で構成する「**奈良県子どもを虐待から守る審議会」**において、実施状況等を報告

行動目標•具体的行動

※ 行動の実施主体についてはカッコ内に記載 例:【 県 】

(行動目標 I)虐待の実態把握と要因分析

- 1 児童虐待の実態検証 ・虐待相談の実態調査・要因分析【県】
- (通告時期や一時保護・施設入所等の措置を行った児童の入所時年齢、虐待発生時期

(通音時期や一時保護・施設人所等の指置を行うた允重の人所時年齢、虐待発生時期の分析等の実態把握)

- ・重症事例の検証【県】
- ・検証結果報告書の分析と提言内容の推進状況の把握【県】

(各報告書の課題内容を分析。毎年度、提言内容の進捗を把握し推進を図る)

・支援が長期化している事例の把握と支援の見直し【県】 (2年以上個別検討会議が実施されずにいる在宅支援ケースについて事例抽出を 実施し、スーパーアドバイスチームに助言を得たうえ支援内容の見直しを図る)

(行動目標Ⅱ)子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

- 1 地域における見守り活動の強化
- ・地域における子育て支援の充実【県、市町村】
- ・民生委員・児童委員活動の強化【県】

2 啓発活動の推進

- ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【県】
- ・オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【県、市町村】
- ・若年者を対象とした啓発活動の推進【県】
- ・里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【県】 (里親の必要性について理解を図り、登録者数の増加を図る啓発活動を推進)

<u>(行動目標Ⅲ)虐待の予防と早期の対応</u>

- 1 母子保健活動との連携強化
- ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【県、市町村】
- ・予期しない/思いがけない妊娠相談への対応力向上【県、市町村】 (新生児の虐待死を防ぎ支援に繋げる面接スキルと知識を持つ職員の育成)
- ・医療機関と連携した支援【県、市町村】

2 子育て支援の充実

- ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【県、市町村】
- ・学校教育におけるプログラムの推進【県】
- ・子育て支援事業の充実【県、市町村】
- ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【県、市町村】

3 虐待通報対策の充実・強化

- ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【県、市町村】
- ・通報受理時の情報の共通化【県】

4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

4 要保護児重対東地域協議会の光美・独化・要保護児童対策地域協議会の活性化【県】

(行動目標IV)虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

- 1 一時保護の機能充実
- ・一時保護所の機能の充実【 県 】

2 社会的養護体制の充実

- ・都道府県社会的養育推進計画の推進【県】
- ・里親制度の充実【県】
- ・里親委託・里親支援推進のためのフォスタリング機能強化【県】
- ・特別養子縁組の推進【 県 】

(養子縁組が可能な事例には積極的に推進し支援を行う)

- 3 被虐待児等へのケアの充実
- ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【県、施設設置者】
- 4 家族の再統合、子どもの自立への支援
 - ・家族の再統合に向けた支援【県】
- ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【県、市町村】
- ・施設等の入所児童に対する自立支援の充実【県、施設設置者】
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】 (退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(行動目標 V)子どもと家庭を支援する体制づくり

- 1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化
- ・福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【 県 】 警察・市町村・こども家庭相談センターとの連携強化【 県、市町村 】 警察・司法・こども家庭相談センターとの連携強化【 県 】

(臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修等)

- ・県と市町村の役割分担【県、市町村】
- ・市町村間の情報提供ルールの確立【県】
- ・市町村における相談体制整備状況と整備計画に関する調査と支援【県】 (市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施)
- ・市町村職員とこども家庭相談センター職員との人事交流促進【県、市町村】 (関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)

2 市町村の組織体制の充実・強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進【県、市町村】
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【市町村】
- ・職員の専門性の向上【県、市町村】

3 県の組織体制の充実・強化

- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【県】
- ・職員の専門性の向上【県】
- ・市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援職員の拡充【県】 (市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)